

令和8年度 狂犬病予防集合注射の実施について

毎年の狂犬病予防接種を国は法律で義務付けています。(集合注射日程は別紙記載)
令和8年3月2日以後に動物病院等で注射を受けた犬は令和8年度「注射済み」となります。
集合注射会場では、犬に必ず引き綱(リード)等を付け、周りの犬と2m以上離れてください。
首輪が抜けやすいよう再度確認、咬み癖のある犬や気性の荒い犬は口輪の着用をお願いします。

同封の「令和8年度 畜犬登録及び狂犬病予防注射申請書(バーコード付きの紙)」
とお釣りがないうち、「現金」を持参してください。

●**集合注射の費用** 1頭 3,250円 (予防注射料:2,700円、注射済票交付手数料 550円)

●**集合注射を受けない場合** この封筒を持参し、動物病院等で予防注射を受けてください。

①市内の動物病院で予防注射を受ける場合

狂犬病予防注射済票(プレート)の交付は、動物病院で同時にできます。

②市外の動物病院等で予防注射を受ける場合 狂犬病予防注射済証(証明書)と交付手数料(550円)を市の担当課に持参し、狂犬病予防注射済票(プレート)交付を受けてください。

犬を飼う場所が変わったら

飼い主には、畜犬場所の市区町村での登録が義務付けられており、犬の所在地が変われば、変更手続きが必要です。鑑札登録犬は、移転先の市区町村の窓口へ届け出てください。
マイクロチップ装着犬は、「情報登録変更」を日本獣医師会のホームページで更新ください。

●**市内から市内に犬を飼う場所が変わったとき**

同封のバーコード付きの紙を持参し、変更があった日から30日以内に市の担当課へ

●**他市区町村で犬を飼うようになったとき**

転出先の市区町村にこの封筒と「鑑札」を持参し、変更手続きをしてください。

犬を飼った、死亡した場合

●**新たに犬を飼うとき** マイクロチップ登録情報変更はこちら⇒ [日本獣医師会のホームページ](#)

販売される子犬は、マイクロチップ装着が義務づけられています。

「鑑札」または「マイクロチップ装着証明書」が大切な身元証明です。

鑑札は首輪につけてマイクロチップ番号は手元に控えてください。

購入した飼い主は必ず、所有者変更、犬の名前等をホームページで入力してください。

(飼い主名がペットショップ等の店名や犬の名前が番号のままが多いため、必ず確認変更願います。)



◆南相馬市では、令和6年4月から「マイクロチップ」を鑑札とみなす特例制度を始めています。マイクロチップ情報登録または変更をすると市に情報通知があり、自動で登録されるため、新たな鑑札は必要とせず、窓口届出も鑑札交付手数料(3,000円)も不要です。

●**犬が死亡したとき** すぐに市の担当課へ届け出てください。

担当課	市民生活部環境政策課	電話0244-24-5313
	小高区市民総合サービス課	電話0244-44-6713
	鹿島区市民総合サービス課	電話0244-46-2113

集合注射の日時及び会場は、別紙をご覧ください。